

平成 23 年度 税制改正大綱発表（相続税編）

昨年 12 月中旬に、『平成 23 年度 税制改正大綱』が発表されました。

内容に関しましては、皆様方もテレビや新聞等でご承知の事かと思えます。相続税に関しましては、基礎控除の引下げと言う、大きな改正内容が盛り込まれました。これによって、今まで『相続税とは無関係』と思っておられた方も、納税義務者になる可能性がでてきました。

まだ、国会を通過して確定したわけではありませんが、この方向でこれから審議されますので、改正案の内容を前提に、皆様方の相続についても『見直し』をされる、いい時期ではないでしょうか？

相続税改正案の内容（決定ではありませんのでご注意ください）

① 基礎控除の引下げ

今回、基礎控除額が以下のように引下げられる予定です。

現 行 『5,000 万円+1,000 万円×法定相続人の数』

↓

改正後 『3,000 万円+600 万円×法定相続人の数』

これによって、今までは、ほぼ相続税の心配がないと思われていた資産家の方々や、サラリーマンでも親から財産を引継ぎ、それなりに財産をお持ちの方も、相続申告・納税が必要になるかもしれません。

② 死亡保険金の非課税枠

死亡保険金は『残された遺族の生活保障』と言う観点から、『500 万円×法定相続人の数』の金額分は相続税が課税されませんでした。しかし、今回の改正案では『法定相続人の数』にカウントできる法定相続人が限定されました。

- ・ 未成年者
- ・ 障がい者
- ・ 被相続人と生計を一にする相続人

③ 最高税率の引上げ

最高税率が 55%（現行 50%）に引上げられ、税率区分が 6 段階から 8 段階になりました。

相続税の税率構造（法定相続分に対する税率）

税率	現 行	改正案
10%	1,000 万円以下の金額	1,000 万円以下の金額
15%	3,000 万円以下の金額	3,000 万円以下の金額
20%	5,000 万円以下の金額	5,000 万円以下の金額
30%	1 億円以下の金額	1 億円以下の金額
40%	3 億円以下の金額	2 億円以下の金額
45%	—	3 億円以下の金額
50%	3 億円超の金額	6 億円以下の金額
55%	—	6 億円超の金額

ただ、この影響を受けるのは法定相続分の財産額が 2 億円以上の方が対象になります。実際には、かなりの財産額にある方のみが、対象になると思われます。

④ 未成年者・障がい者控除の引上げ

それぞれの控除金額が、下記のように変更される予定です。

- ・ 未成年者（20 歳まで）
1 年あたり 6 万円⇒10 万円
- ・ 障がい者（85 歳まで）
1 年あたり 6 万円⇒10 万円（3 級・4 級） 12 万円⇒20 万円（1 級・2 級）

この改正が施行されれば、課税財産が大きく膨らむ可能性があります。

事前の対策を、計画的にしっかりと進めて行く事が、将来のトラブルや相続税負担の軽減に役立つものと思われます。

今回は、贈与税の改正案についてご報告いたします。

（税理士 清水幸子）

このレポートは、当グループの顧問先企業様、セミナー・研修会・勉強会に参加していただいたお客様、お名刺交換させていただいたお客様にお送りしております。